

第5期 滝川市障がい福祉計画（案）
（平成30年度～平成32年度）

〈H30.1月〉

滝川市保健福祉部福祉課

【目 次】

I	計画の概要	1
II	障害者総合支援法・児童福祉法改正の概要	3
III	滝川市の現況（平成 29 年 3 月末現在）	7
IV	障がい福祉サービス・障がい児通所支援の概要と 市内事業所の状況	9
1	障がい福祉サービス	9
2	障がい児通所支援	12
3	計画相談支援・地域相談支援・障がい児相談支援	13
4	障がい福祉サービス等利用の状況（平成 29 年 9 月利用分）	14
V	計画推進のための基本的事項	21
VI	数値目標の設定	23
1	訪問系サービス	23
2	日中活動系サービス	24
3	居住系サービス	27
4	計画相談支援・地域相談支援について	28
5	障がい児通所支援	29
6	地域生活支援事業の概要	31
VII	サービスの見込量一覧（再掲）	33
VIII	障がい福祉サービス等利用実績（再掲）	36

【参考】

第1期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について		39
第2期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について		40
第3期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について		41
第4期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について		42
（資料1）滝川市保健医療福祉推進市民会議委員名簿		43
（資料2）滝川市保健医療福祉推進市民会議設置要綱		44
（資料3）第5期滝川市障がい福祉計画策定委員名簿		46
（資料4）計画策定の経過		46

I 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

第5期滝川市障がい福祉計画（以下「本計画」という。）は、滝川市障がい者計画の基本理念である「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生する社会の実現」を踏まえ、障がい者が地域において自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、必要とされるサービス量の適切な見込みを行うとともに、サービス提供体制を計画的に確保していくために定めるものです。

2. 計画の体系および位置付け

本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）第88条に基づき、障がい福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保や指定障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みを定めるための実施計画として策定するもので、障害者基本法第11条第3項に基づき策定された「滝川市障がい者計画」中、生活支援等に関わる3年間の実施計画に位置付けるものです。

また、本計画は、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号、最終改正平成26年厚生労働省告示第231号）、「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」（平成21年厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知第01.08001号）ならびに北海道が示した「障がい福祉計画等策定指針」踏まえて策定しています。

さらに、「第2期北海道障がい者基本計画（平成25～34年度）」および「第5期北海道障がい福祉計画（平成30～32年度）」と連携しているほか、「滝川市総合計画」の個別計画として位置付け、「滝川市障がい者計画（平成30～34年度）」と併せて障がい者福祉施策の具体的な事業計画として策定します。

障がい児支援については、児童福祉法の改正により平成30年4月1日から市町村障害児福祉計画の策定が義務化されました（同法第33条の20）が、障害児通所支援および障害児相談支援の提供体制の確保や各年度における指定通所支援または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量については、本計画に包含することとします。

3. 計画の期間

本計画では、平成30年度から平成32年度までの3年間の計画期間とし、今まで進められてきた障がい福祉サービスの整備状況や利用状況を見極めながら、障がい者個々の支援体制の充実・強化が図られるよう、また相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	H 33	H 34
滝川市障がい者計画										
第5期滝川市障がい福祉計画										

4. 障がい者の定義

本計画における「障がい者」とは、障害者基本法および障害者総合支援法に定義される、

- 身体障害者福祉法に規定される身体上の障害がある者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者
- 知的障害者福祉法にいう知的障害者
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者
（統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、高次脳機能障害、精神病質その他の精神疾患を有する者）
- 発達障害者支援法に規定する発達障害者
（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの）
- 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（難病など）
- 心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者

とします。

5. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、障がい者団体等を始め、事業者および雇用、教育、医療その他の幅広い分野にわたる関係者の意見を反映したものとするため、障がい者団体、社会福祉団体、障がい福祉サービス事業所等で構成する「障がい者計画等策定委員会」において、計画（素案）に係る具体的な意見の聴取および検討を行うとともに、「滝川市保健医療福祉推進市民会議」を計画策定の総括機関と位置付け、計画（案）の諮問を行いました。

なお、本計画期間中に関係法令の見直し等が行われ、それに伴い本計画の見直しが必要となった場合は、必要に応じて見直しを行います。

Ⅱ 障害者総合支援法・児童福祉法改正の概要

★今までの改正のポイント★

H23.10 ■地域における自立した生活のための支援の充実

- ・グループホームを利用する低所得者を対象に居住費用の助成（限度1万円）が図られました。
- ・視覚障がい者を対象に移動に必要な情報を提供するとともに、移動等の支援を行う「同行援護」が創設されました。

H24.4 ■利用者負担の見直し

- ・応能負担の原則を明確化することに加え、利用者負担限度額の考え方が障がい福祉サービスと補装具費の利用者負担の合算となり、障がい者の負担軽減が図られました。

■相談支援の充実

- ・基幹相談支援センターの設置等、相談支援体制の強化が図られました。
- ・長期入院者等の地域移行支援や地域定着支援の個別給付化が図られたほか、計画相談、障がい児相談の充実強化が図られ、サービスを利用する障がい者全員に相談支援専門員によるサービス等利用計画を作成することになりました。

■障がい児支援の強化

- ・障害者自立支援法と児童福祉に規定されていた障がい児の通所施設・通所サービスが、児童福祉法の規定に一本化され、障がい児施設の一元化と通所サービスの実施主体が見直されました。

■実施主体が北海道から市町村に

- ・重症心身障がい者の療養介護サービスの実施主体が北海道から市町村に変更になりました。

H25.4. ■障がい者の範囲の見直し

- ・発達障がいや障害者自立支援法の対象となることが明確化されました。
- ・難病等の方々も、障がい福祉サービス等の利用が可能になりました。

（H25.4からの対象疾患130、H27.1から151疾患、H27.7から332疾患、H29.4から358疾患に拡大されました。）

H26.4 ■重度訪問介護の対象拡大

- ・重度訪問介護の対象に「知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するもの」が新たに追加されました。

■共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化

- ・障がい者の高齢化、重度化に対応して、介護が必要になっても、本人の希望によりグループホームを利用し続けることができるよう、ケアホームがグループホームに一元化されました。（介護サービス包括型・外部サービス利用型に分かれています。）

■地域移行支援の対象拡大

- ・地域生活への移行のため支援を必要とする対象者は、これまで障がい者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している障がい者でしたが、新たに保護施設や矯正施設に入所している障がい者も支援対象となりました。

■障害程度区分から障害支援区分への見直し

- ・「障害程度区分」が、障がい者の障がいの多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す「障害支援区分」に改正されました。

★本計画における滝川市の取り組み★

■国の基本指針の主なポイント

- ・地域における生活の維持および継続の推進
- ・就労定着に向けた支援
- ・地域共生社会の実現に向けた取り組み
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・発達障がい者支援の一層の充実



■就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）

就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がい者で、生活リズム、家計や体調の管理などの就労に伴う課題解決に向けて、企業や自宅への訪問や本人の来所により必要な連絡調整や指導・助言の支援を行います。

■地域生活を支援するための新たなサービス（自立生活援助）

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で賃貸住宅等で一人暮らしを希望する方に対し、定期的に居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、地域住民と関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言等を行うものです。

入院中の精神障がい者等の地域移行、地域定着支援サービスとも連携し取り組んでまいります。

■保育所等訪問支援の体制構築

平成24年4月施行の改正児童福祉法により創設された支援で、保育所等の集団生活を営む施設に通う障がい児を障がい児支援に関する相当の知識と経験を有する訪問支援員が訪問し、施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うものです。

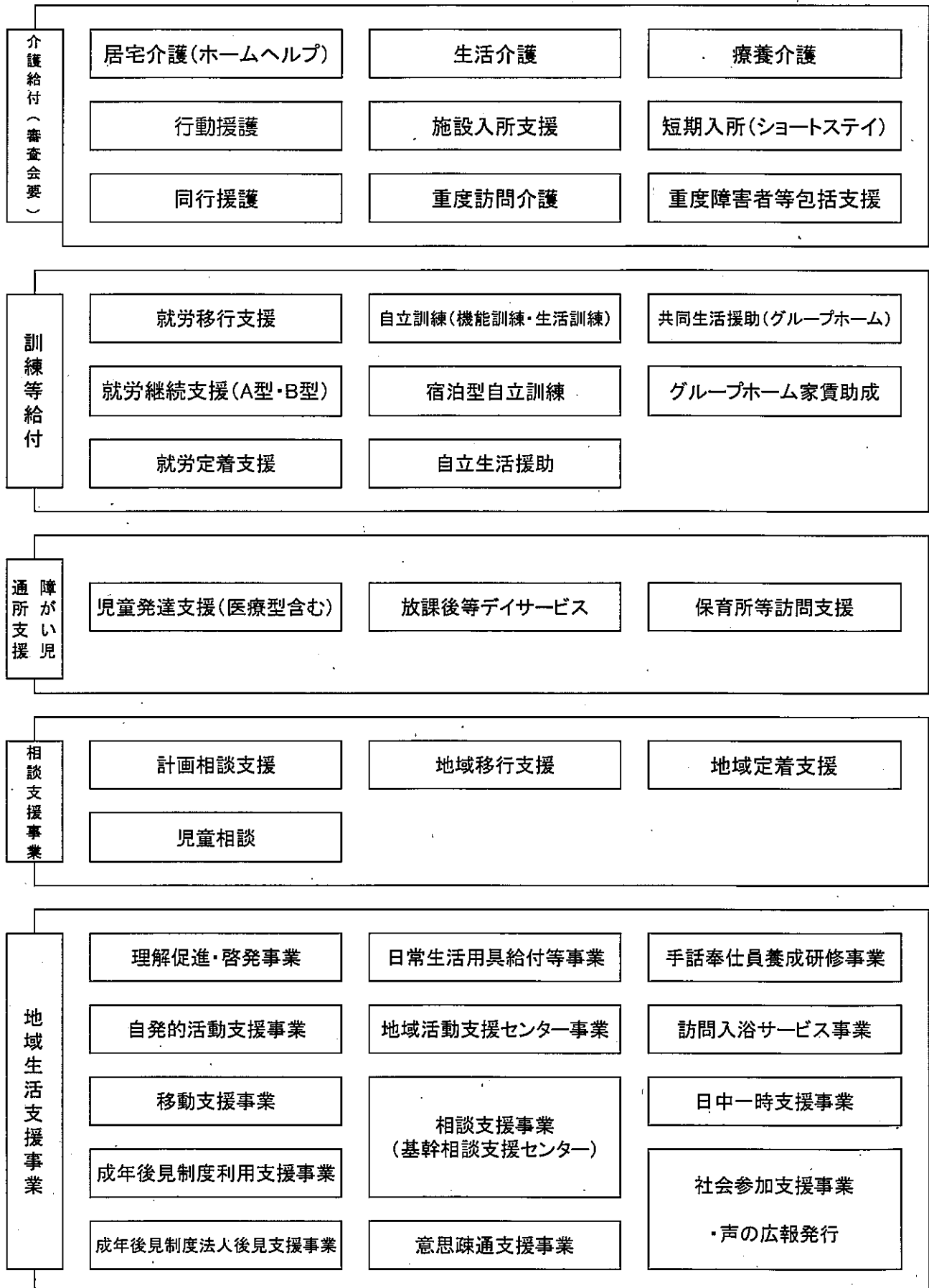
■地域生活支援拠点の整備

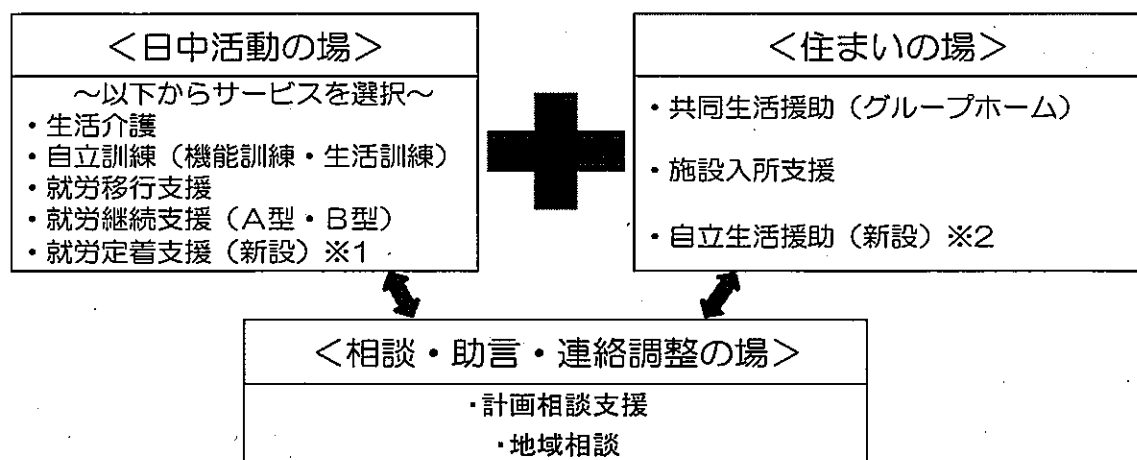
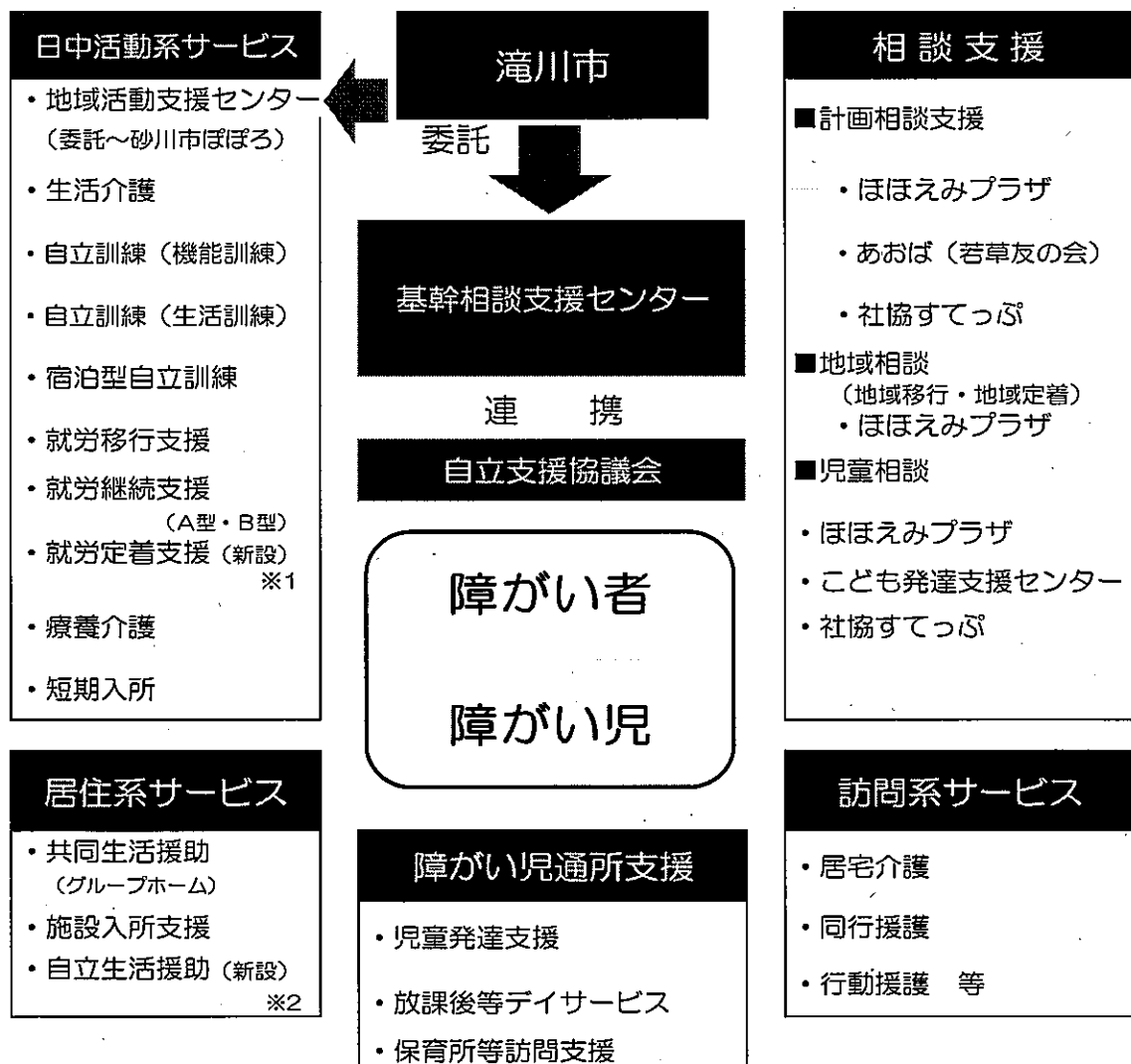
障がい者の重度化・高齢化や親なき後を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を関係機関と協議しながら進めます。

■共生型サービスにおける体制の整備

あらゆる関係者が横断的に福祉を担う「地域共生社会」に向けた施策の一環として、65歳以上になっても使い慣れた障がい福祉サービス事業所を利用しやすくするために、介護保険事業所など関係機関と連携を図り、共生型サービスに対応可能な体制を取り進めていきます。

★障がい福祉サービス等に係る体系★





【日中活動の場と住まいの場の組み合わせ、相談・助言・連絡調整の場との連携】

- ・福祉サービスを利用する場合、日中活動系サービスと居住系サービスの2つのサービスを組み合わせ、相談支援事業所と連携し、利用目的に合ったサービス計画を作成し、支給決定することができます。
- ・施設や精神科病院から地域移行を図り、自立した生活を送れるよう事業所、病院等で連携支援を行います。
- ※1.就労移行支援を経て一般就労へ移行した際、環境の変化により生活面で起こりうる課題に対し支援を行います。
- ※2.施設等から一人暮らしを希望する障がい者に一定期間訪問をし、指導および助言のほか医療機関等、関係機関との連絡調整など支援を行います。

Ⅲ 滝川市の現況（平成29年3月末現在）

1. 滝川市における障がい者数

（単位：人）

区 分	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
18歳以上	2,200	327	243
18歳未満	25	63	
合 計	2,225	390	243

2. 身体障がい者 障がい別・等級別人数

（単位：人）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合 計
視覚	44	33	15	6	15	14	127
聴覚・平衡	0	39	19	76	1	39	174
言語・音声	0	1	5	15	0	0	21
肢体	224	274	245	388	162	78	1,367
内部	350	6	47	108	0	0	511
合 計	618	353	331	593	178	127	2,200

3. 身体障がい児 障がい別・等級別人数

（単位：人）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合 計
視覚	1	0	0	0	0	0	1
聴覚・平衡	0	0	1	1	0	0	2
言語・音声	0	0	0	0	0	0	0
肢体	3	5	2	2	0	0	12
内部	5	0	3	2	0	0	10
合 計	9	5	6	5	0	0	25

4. 療育手帳 等級別人数

（単位：人）

区 分	A判定 （最重度・重度）	B判定 （中度・軽度）	合 計
療育手帳所持者数 （18歳以上）	128	199	327
療育手帳所持者数 （18歳未満）	15	48	63
合 計	143	247	390

5. 精神保健福祉手帳 等級別人数

（単位：人）

区 分	1 級	2 級	3 級	合 計
精神保健福祉手帳	42	127	74	243

6. 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

（単位：人）

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
全 体	584	620	659

7. 障害支援区分認定の状況

（単位：件）

障害支援区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
区分 1	3	4	2
区分 2	11	14	18
区分 3	19	20	30
区分 4	16	18	17
区分 5	14	15	13
区分 6	16	19	15
合 計	79	90	95

*介護給付費の支給者のみ。訓練等給付費（就労移行支援、就労継続支援など）の支給者は、含まれていません。

Ⅳ 障がい福祉サービス・障がい児通所支援の概要と市内事業所の状況

1. 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスには、障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した日常生活が送れるよう、障がい者個々の多様な生活を支えるサービス体系として（１）訪問系サービス、（２）日中活動系サービス、（３）居住系サービスに分かれ、それぞれを組み合わせながらサービスが支給決定されています。

（１）訪問系サービス

◆居宅介護

日常生活に支障のある障がい児者の家庭を訪問し、入浴や食事等の介護、衣類の洗濯や住居の清掃等の介護を行います。

■ 滝川市社会福祉協議会訪問介護事業所
■ ジャパンケア滝川
■ ヘルパーステーションぴーすふる
■ ヘルパーステーションのどか

◆同行援護

重度の視覚障がい者の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行います。

■ 滝川市社会福祉協議会訪問介護事業所
■ ヘルパーステーションぴーすふる
■ ヘルパーステーションのどか

◆行動援護

知的障がいまたは精神障がいのため行動が著しく困難な障がい者で常時介護が必要な方に、危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等の援助を行います。

■ 滝川市社会福祉協議会訪問介護事業所
■ ヘルパーステーション ぴーすふる

◆重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障がい者、精神障がい者で常時介護が必要な方、または行動上著しい障がい者に、居宅での入浴や排せつ、食事の介護等や外出時における移動中の介護等、総合的な援助を行います。

■ 滝川市社会福祉協議会訪問介護事業所
■ ジャパンケア滝川
■ ヘルパーステーション ぴーすふる
■ ヘルパーステーション のどか

◆重度障がい者等包括支援

常時介護の必要な障がい者で介護の必要性が非常に高い方に、居宅介護その他の支援を包括的にを行います。

（2）日中活動系サービス

◆生活介護

常時介護を必要とする障がい者に日中、施設において、入浴や排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会等を提供します。

■滝川ほほえみ工房（定員：14人/日）

■滝川通園事業所たんぽぽの家（定員：児童発達、放課後等デイサービスを含め 8人/日）
--

■トータルサポートリアル（定員：10人/日）

◆自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に必要な訓練を行います。

◆自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者や精神障がい者に必要な訓練を行います。

■トータルサポートリアル（定員：6人/日）

■生活訓練事業所ひなた（定員：20人/日）

◆宿泊型自立訓練

地域で自立した生活を目指している障がい者に、一定期間居住の場を提供し、食事や家事等の自立生活に必要な訓練を行います。

◆就労移行支援

一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行います。

■滝川ほほえみ工房（定員：6人/日）

◆就労継続支援（A型）

65歳未満の障がい者に、就労に必要な知識、能力の向上を図るため、事業所内において雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。

■コネクト（定員：20人/日）

■ヒューマンインターフェイス（定員：15人/日）

◆就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

■滝川ほほえみ工房（定員：40人/日）
■若草友の会共同作業所（定員：25人/日）
■滝川更生園（定員：30人/日）
■滝川新生園（定員：20人/日）
■こころ（定員：20人/日）
■工房江部乙（定員：20人/日）

◆療養介護

医療を必要とする障がい者で、常時介護が必要な方に、医療機関等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を行います。

◆短期入所

居宅で介護を行う方の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がい者に施設に短期間入所してもらい、入浴や排せつ、食事の介護等の援助を行います。

■滝川通園事業所たんぽぽの家（重症心身障がい児者対象 定員：1人/日）
■短期入所事業所えーる（定員：6人/日）

(3) 居住系サービス

◆共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居で、障がい者が地域で自立した生活が送れるよう相談や日常生活上の援助のほか入浴や排せつ、食事の介護等の援助を行います。

事業所（定員）		4人	5人	6人	8人	9人	10人	合 計
滝川ほほえみ会 8か所 41名定員	男			2か所	1か所			20人
	女	4か所	1か所					21人
はるか（こころ） 1か所 19名定員	男						1か所	10人
	女					1か所	男女併設	9人
滝川中央病院 2か所 12名定員	男			1か所				6人
	女			1か所				6人
雨竜会 3か所 14名定員	男		2か所					10人
	女	1か所						4人
合 計 14か所 86名定員	男		2か所	3か所	1か所		1か所	46人
	女	5か所	1か所	1か所		1か所		40人

※グループホーム家賃助成

特定障害者特別給付費（補足給付）として、低所得の世帯または生活保護受給世帯の方が利用するグループホームの家賃を上限1万円まで助成します。

◆施設入所支援

施設に入所している障がい者に、入浴や排せつ、食事の介護等の援助を行います。

2. 障がい児通所支援

平成 24 年度の児童福祉法の改正により、障害者自立支援法による「児童デイサービス」から児童福祉法による「児童発達支援」「放課後等デイサービス」等の障がい児通所支援に改正されました。

◆児童発達支援

障がいのある未就学児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省で定める便宜を供与します。

■滝川市こども発達支援センター（定員：生活介護、放課後等デイを含め10人/日）
■滝川通園事業所たんぽぽの家（定員：生活介護、放課後等デイを含め8人/日）

◆医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹機能障がいのある児童に、児童発達支援と治療を行います。

◆放課後等デイサービス

通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

■滝川市こども発達支援センター（定員：生活介護、児童発達支援を含め10人/日）
■滝川通園事業所たんぽぽの家（定員：生活介護、児童発達支援を含め8人/日）
■トータルサポートリアル（定員：10人/日）
■こどもサポートハウスりすむ（定員：10人/日）

◆保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がい児が保育所等における集団生活の適応のために専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援員が保育所、幼稚園、小学校等の集団生活を営む施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のため専門的な支援を供与します。

3. 計画相談支援・地域相談支援・障がい児相談支援

サービスの支給決定や継続のための計画作成のほか、地域での生活に移行するための準備や移行した後のサポートを行います。

◆計画相談支援・障がい児相談支援

相談支援事業所の相談支援専門員がご本人やご家族の意向や希望の聴き取り調査を実施し、障がい者（児）個々の総合的な支援方針や本人にとって最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、個々の生活の目標を達成できるように、サービス等利用計画や支援利用計画を作成します。その他、日常の一般相談にも対応しています。

■ほほえみプラザ	（対象：者・児童）
■あおば	（対象：者）
■たきかわ社協すてっぷ	（対象：者・児童）
■滝川市こども発達支援センター	（対象：児童）

◆地域相談支援

ア 地域移行支援

障がい者支援施設や病院、また保護施設や矯正施設に長期間入所等をしていた障がい者に、地域での生活に移行するための住居の確保や新生活の準備等の支援を行います。

イ 地域定着支援

居宅で一人暮らしをしている障がい者に、夜間を含む緊急時の連絡や相談等のサポートを行います。

■ほほえみプラザ
■砂川市・ほぽろ

4. 障がい福祉サービス等利用の状況（平成29年9月利用分）

(1) 訪問系サービス

【市内】サービス種別	施設名	利用者数(人)
居宅介護	滝川市社会福祉協議会	25
	ジャパンケア滝川	1
	ぴーすふる	4
同行援護	滝川市社会福祉協議会	4
行動援護	滝川市社会福祉協議会	1
合 計		35

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
居宅介護	サポートセンターぽすと（奈井江町）	3
	サポートセンターぽけっと（札幌市）	1
行動援護	サポートセンターぽすと（奈井江町）	3
	サポートセンターぽけっと（札幌市）	1
	ヘルパーステーションおんぷ（札幌市）	1
合 計		9

(2) 日中活動系サービス

【市内】サービス種別	施設名	利用者数(人)
生活介護	滝川ほほえみ工房	15
	滝川通園事業所たんぽぽの家	7
	トータルサポートリアル	3
就労移行支援	滝川ほほえみ工房	6
就労継続支援（A型）	コネクト	14
	ヒューマンインターフェイス	6
就労継続支援（B型）	若草友の会共同作業所	30
	滝川ほほえみ工房	28
	滝川更生園	21
	滝川新生園	12
	こころ	8
	工房江部乙	4
自立訓練（生活訓練）	トータルサポートリアル	3
	生活訓練事業所ひなた	10
短期入所	短期入所えーる	5
	滝川通園事業所たんぽぽの家	1
合 計		173

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
生活介護	札幌光の森学園	1
	札幌市自閉症者自立支援センター	1
	グリーンピア篠路（札幌市）	1
	美しの森（札幌市）	1
	はびえこ新しのつ（新篠津村）	1
	共栄（北広島市）	2
	ひかりの里（今金町）	1
	朝里ファミリア（小樽市）	1
	銀山学園（仁木町）	1
	余市豊浜学園	1
	やすらぎ園（旭川市）	1
	旭川ねむのきの園	1
	第二希望学園（旭川市）	1
	北の峯学園（富良野市）	1
	南富良野からまつ園	1
	大雪の園（鷹栖町）	1
	樽前かしわざ園（苫小牧市）	1
	永光（苫小牧市）	1
	富門華寮（安平町）	1
	ふみだす（伊達市）	1
	愛灯学園（帯広市）	1
	生活介護ライフ（音更町）	1
	こまくさ学園（紋別市）	1
	くびどハイム（岩見沢市）	2
	雪の聖母園（月形町）	3
	ライフサポート美唄	4
	パシオ（美唄市）	2
	おにしか更生園（小平町）	3
	風連別学園（初山別村）	1
	ないえ	6
	北海道拓明興社（奈井江町）	2
	ひかり（新十津川町）	6
	砂川希望学院	6
	デイサポートセンター夢（砂川市）	6
	デイサポートセンター優（砂川市）	2
	光生舎フーレビラ（赤平市）	2
	光生舎エルムソーイング（赤平市）	1
	虹の里デイサービスセンター（赤平市）	5

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
生活介護	光生舎ワークショップ（赤平市）	3
	光生舎クリーナース（赤平市）	2
	光生舎メディックエル（赤平市）	1
	光生舎虹の里（赤平市）	7
	雨竜町暑寒の里	5
	あかとき学園（深川市）	3
	厚田はまなす園（石狩市）	1
療養介護	緑が丘療育園（札幌市）	1
	大倉山学院（小樽市）	2
	旭川医療センター	1
	北海道療育園（旭川市）	6
就労移行支援	くるみ（砂川市）	3
	すまっしゅ（奈井江町）	1
	光生舎エルムソーイング（赤平市）	1
就労継続支援（A型）	笑飛巣（砂川市）	4
	ワンスライフ（砂川市）	4
	光生舎メディックエル（赤平市）	2
	夢工房（深川市）	2
就労継続支援（B型）	みのりの苑（新篠津村）	1
	リハビリおおぞら（北広島市）	1
	ワークすずらん（小樽市）	1
	ミルト（新冠町）	1
	おとわ（音更町）	1
	くるみ（砂川市）	5
	砂川市つむぎの家	2
	ばるーん（砂川市）	1
	すまっしゅ（奈井江町）	3
	フレーザーカントリー（新十津川町）	3
	ひらき（新十津川町）	4
	砂川希望学院	1
	デイサポート優（砂川市）	2
	秋・みのり（砂川市）	5
	それいゆ（上砂川町）	4
	光生舎エルムソーイング（赤平市）	3
	光生舎ワークショップⅡ（赤平市）	8
	光生舎ライトプラザ（赤平市）	4
	虹の架け橋（赤平市）	2
	星の広場（芦別市）	1

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
就労継続支援（B型）	実の里（雨竜町）	1
	就労支援センターきらり（深川市）	1
	就労支援センター青空（深川市）	3
自立訓練（生活訓練）	くるみ（砂川市）	2
	ピアハウスむろらん	2
宿泊型自立訓練	のぞみ寮（札幌市）	1
	なかま（旭川市）	1
	ピアハウスむろらん	2
短期入所	ないえ	1
	砂川希望学院	1
	光生舎虹の里（赤平市）	2
	光生舎クリーナース（赤平市）	1
	北海道療育園（旭川市）	2
合 計		197

(3) 居住系サービス

【市内】サービス種別	施設名	利用者数(人)
共同生活援助 （グループホーム）	滝川ほほえみ会	29
	滝川中央病院	6
	（社福）雨竜会	2
	はるか（こころ）	7
合 計		44

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
共同生活援助 （グループホーム）	サポート in サッポロ	1
	あーねすと（札幌市）	1
	あしり（札幌市）	1
	くるみ寮（札幌市）	1
	はぴらいふ新しのつ（新篠津村）	1
	地域支援センターゆう（小樽市）	1
	ZOO101（旭川市）	1
	さくら荘（富良野市）	1
	あかつき寮（剣淵町）	1
	だて地域生活支援センター（伊達市）	1
	サポートセンターえましあ（新冠町）	1
	伏古の里（帯広市）	1
	クローバーハウス（音更町）	1
	光明舎フレンズ（岩見沢市）	1

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
共同生活援助 (グループホーム)	爽やかネットワーク（美唄市）	1
	ライフサポート美唄	1
	指定共同生活援助（月形町）	1
	地域生活支援あとり（小平町）	1
	GH・CH 地域生活支援（初山別村）	1
	みどり荘（奈井江町）	3
	どんぐり（砂川市）	5
	共同生活のぞみ（砂川市）	2
	ホームピンネ（新十津川町）	9
	むすび（新十津川町）	1
	メイプル（赤平市）	8
	博友荘（赤平市）	1
	きらり（芦別市）	1
	すずらん（芦別市）	1
	指定事業所すずらん（深川市）	5
施設入所支援	札幌光の森学園	1
	グリーンピア篠路（札幌市）	1
	美しの森（札幌市）	1
	ふれあいの苑（新篠津村）	1
	共栄（北広島市）	2
	ひかりの里（今金町）	1
	朝里ファミリア（小樽市）	1
	銀山学園（仁木町）	1
	余市豊浜学園	1
	やすらぎ園（旭川市）	1
	旭川ねむのきの園	1
	第二希望学園（旭川市）	1
	北の峯学園（富良野市）	1
	南富良野からまつ園	1
	大雪の園（鷹栖町）	1
	樽前かしわざ園（苫小牧市）	1
	永光（苫小牧市）	1
	富門華寮（安平町）	1
	おとわ（音更町）	1
	こまくさ学園（紋別市）	1
	くびどハイム（岩見沢市）	2
	雪の聖母園（月形町）	2
	ライフサポート美唄	3

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
施設入所支援	パシオ（美唄市）	2
	おにしか更生園（小平町）	2
	ないえ	6
	北海道拓明興社（奈井江町）	2
	砂川希望学院	7
	光生舎フーレピラ	2
	光生舎エルムソーイング	4
	光生舎ワークショップ	3
	光生舎クリーナース	2
	光生舎メディックエル	1
	光生舎虹の里	7
	雨竜町暑寒の里	4
	あかとき学園（深川市）	2
	厚田はまなす園（石狩市）	1
合 計		128

(4) 障がい児通所支援

【市内】サービス種別	施設名	利用者数(人)
児童発達支援	滝川市こども発達支援センター	66
	滝川通園事業所たんぽぽの家	2
放課後等デイサービス	滝川市こども発達支援センター	28
	滝川通園事業所たんぽぽの家	2
	トータルサポートリアル	14
	こどもサポートハウスりすむ	17
合 計		129

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
児童発達支援	ひかり砂川	1
	ひかり奈井江	1
放課後等デイサービス	きっずでいここ（新十津川町）	9
	ぴーす（砂川市）	7
	音の森あさひかわ	1
合 計		19

(5) 地域生活支援事業

【市内】サービス種別	施設名	利用者数(人)
移動支援事業	滝川市社会福祉協議会	1
	ぴーすふる	1

【市内】サービス種別	施設名	利用者数(人)
訪問入浴サービス	アースサポート(株)	1
	(有) ケア・コラボレートK・H	1
日中一時支援事業	トータルサポートリアル	2
意思疎通支援事業	手話奉仕員派遣	2
合 計		8

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
移動支援事業	サポートセンターぼすと(奈井江町)	5
	わーかーびいー(札幌市)	1
	札幌報恩会サポート9・1	1
	えぼっく(北広島市)	1
日中一時支援事業	砂川希望学院	3
合 計		11

V 計画推進のための基本的事項

数値目標については、国や北海道が掲げる指針や目標に沿いながら、第1期から第4期計画の利用実績と併せ、障がい福祉サービス利用者個々の状況やニーズを十分踏まえることを基本とします。

注：平成29年度の数値は平成29年9月の実績数値となっています。

■施設入所者の地域生活への移行

滝川市においては、平成18年度から平成28年度までの10年間で39人の障がい者の方がグループホームなどに地域移行されました。平成17年10月時点102人の施設入所者数が平成28年度末には76人となっています。

国では、地域生活への移行を推進する観点から、平成28年度末の施設入所者数の9%以上を平成32年度末までに地域移行することを基本としています。滝川市に当てはめると6人の地域移行を図ることになりますが、現在の施設入所者については、重度または高齢者の方も多く、グループホーム等で対応できるよう施設整備が欠かせません。平成30年度から新たに取り組む自立生活援助のサービスとも連携し、地域の状況を十分把握したうえで地域移行を望むサービス利用者の希望を尊重し、対応していきます。

◆滝川市における施設入所者の地域に移行した人数

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	見込量		
													30	31	32
人数	6	2	5	2	11	6	1	2	1	1	2	1	2	2	2

■入院中の精神障がい者の地域生活への移行

国では、精神障がい者の地域生活への移行を推進しています。滝川市においては、平成18年度から平成28年度までの10年間で19の方が退院され、地域移行したところです。平成25年度には滝川中央病院が定員12人のグループホームを開設したことにより、より推進が図られました。今後も、地域移行、地域定着支援ならびに自立生活援助のサービスを利用しながら、病院等関係機関との連携を図り、推進に努めていきます。

◆退院により地域に移行した精神障がい者数

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
人数	0	1	0	0	2	1	1	8	2	3	1	1

■障がい者の就労促進（福祉施設から一般就労への移行）

滝川市においては、福祉施設等を退所し一般就労した障がい者数は、平成 18 年度から平成 28 年度までの 10 年間で 22 人となっております。

国では、平成 32 年度の一般就労移行者数を平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とし、これまでの実績や地域の実情を踏まえることとしております。滝川市に当てはめると移行人数は 2 人となります。一般就労した障がい者の方でも環境の変化について行けずまた福祉就労等に戻る方もおり、就労移行支援事業所、ハローワーク滝川、障がい者就労・生活支援センターひびきや相談支援事業所等の関係機関と十分連携し、障がい者が自立して日常生活を送るため、一般就労に結び付けられるよう努めていきます。

◆滝川市における一般就労移行の状況

													見込量		
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
人数	2	3	1	0	1	3	3	2	2	4	1	2	2	2	2

■グループホームの整備

滝川市内では社会福祉法人等が運営するグループホームが、現在 86 人が入居できるまで整備されてきました。高齢の親と暮らしている障がい者も多く、親なき後、一人で生活困難で不安を抱えている障がい者も多いのが実情です。安心して地域で生活できるよう、自立生活援助の新規事業に取り組むなか、関係団体等の協力を得ながら、地域での環境整備、充実強化が図られることが期待されます。

◆滝川市内におけるグループホームの整備実績と見込量

				見込量		
年度	27	28	29	30	31	32
グループホーム整備	81	86	86	90	90	100

Ⅵ 数値目標の設定

平成 30 年度から平成 32 年度までを計画期間とする本計画の数値目標設定については、相談支援事業所等の関係機関と十分連携し、障がい者個々の状況やニーズに基づき、サービス種別やサービス量を見込みます。

また、既にサービスを利用している障がい者に加え、退所や退院により地域に移行する障がい者、あるいは養護学校卒業者等、新たにサービスを受ける方々の状況を踏まえ、更には第4期障がい福祉計画の実績等も考慮したうえでの数値目標とします。

注：各年度の人数、日数等の数値は、年間実績の月平均の数値となっています。

注：平成 29 年度の数値は、平成 29 年 3 月～9 月までの平均数値となっています。

1. 訪問系サービス

(1) 居宅介護

相談支援事業所等を通じて精神障がい者の利用増もありましたが、65 歳到達による、介護保険サービスへの移行も進み、ここ数年、利用者数については月 30 人前後で横ばい状態が続いております。今後、難病患者の利用も含め、微増していく傾向とされます。

◆居宅介護利用者数の実績と見込量

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	見込量		
													30	31	32
人数	31	25	25	27	32	36	35	35	43	39	31	32	35	38	40
時間	454	399	463	455	388	420	401	444	494	448	356	376	420	456	480

(2) 重度訪問介護

本市では重度訪問介護の利用実績はありませんが、国では重度訪問介護の対象拡大を進めており、今後、在宅での環境整備が充実、推進される中、障がい者やその家族のニーズに応じて、対応していきます。

(3) 同行援護

平成 23 年 10 月から新たなサービスとして開始され、視覚障がい者の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行うサービスで、月 4～5 人の利用実績があります。今後もほぼ同程度の利用が見込まれます。

◆同行援護利用者数の実績と見込量

年度	24	25	26	27	28	29	見込量		
							30	31	32
人数	2	4	4	4	4	4	4	5	5
時間	12	30	32	34	36	36	36	45	45

（４）行動援護

一人では行動のできない知的障がい者や精神障がい者を対象としたサービスで、ここ数年月５～６人の利用実績となっています。札幌近郊でのグループホーム入居者や滝川市近辺では、ないえ福祉会で実施している福祉有償運送を利用してのサービス活用が見られ、今後も同程度の利用が見込まれます。

◆行動援護利用者数の実績と見込量

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	見込量		
													30	31	32
人数	0	1	2	4	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6
時間	0	40	34	87	43	60	35	38	43	45	65	74	60	60	60

（５）重度障害者等包括支援

本市では重度障害者包括支援の利用実績はありませんが、今後、在宅での環境整備が充実、推進されるなか、障がい者のニーズに応じて対応していきます。

２．日中活動系サービス

（１）生活介護

重症心身障がい者を対象とした滝川通園事業所たんぽぽの家のサービスが法改正により平成 24 年度から生活介護サービスに変更され、また、トータルサポートリアルが新たに同サービスをスタートするなど、利用者の増加が見られました。今後、在宅通所者や養護学校卒業者等で介護が必要な方などの新規利用者の増が見込まれます。

◆生活介護利用者数の実績と見込量

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	見込量		
													30	31	32
人数	6	8	20	37	76	99	114	120	124	128	124	124	131	133	136
日数	73	95	331	655	1,574	2,080	2,275	2,397	2,456	2,579	2,489	2,518	2,620	2,660	2,720

（２）療養介護

重症心身障がい者施設入所者の日中活動について、平成 24 年度から実施機関が北海道から滝川市に移行となりました。今後も同程度の利用が見込まれます。

◆療養介護利用者数の実績と見込量

年度	23	24	25	26	27	28	29	見込量		
								30	31	32
利用人数	1	10	10	10	10	10	10	10	10	10

(3) 自立訓練（機能訓練）

身体障がい者の方が対象で、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションと併せ生活等に関する相談および助言その他必要な支援を行うサービスです。支給期間に制限があり、平成23年度1名の利用を最後に、その後の利用実績はありません。

(4) 自立訓練（生活訓練）

知的障がい者または精神障がい者の方が対象で、地域で自立した生活を送られるよう、生活能力の維持、向上を図るため必要な訓練、生活等に関する相談および助言その他必要な支援を行うサービスです。生活訓練事業所ひなたが新たに事業所を立ち上げたことに伴い、主に精神障がい者の利用増加がありました。支給期間に制限があるため、同程度の利用を見込みました。

◆自立訓練（生活訓練）利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
人数	0	0	4	7	6	4	4	9	20	18	19	17	17	18	18
日数	0	0	89	140	109	92	67	127	299	262	272	241	255	270	270

(5) 宿泊型自立訓練

知的障がい者または精神障がい者の方が対象で、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している方で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力の維持、向上のための訓練、生活等に関する相談および助言その他必要な支援を行うサービスです。現在、旭川市、札幌市、室蘭市に4人の方が利用しております。また、支給期間に制限があるサービスですが、事務的に終了させることなく、審査会等に諮り障がい者個々の状況を踏まえたうえで支給期間の延長を認める指針が出ており、今後も同程度の利用を見込みました。

◆宿泊型自立訓練利用者数の実績と見込量

							見込量		
年度	24	25	26	27	28	29	30	31	32
利用人数	1	2	3	2	2	3	4	4	5

(6) 就労移行支援

就労を希望する障がい者に一定期間、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。また、一般就労に結びつけるため、ハローワーク滝川や障がい者就労・生活支援センターひびきと連携し今後も多くの障がい者の方が一般就労でできるよう期待されています。

養護学校等を卒業する障がい者に対しては、就労移行支援事業所のアセスメントおよび相談支援事業所のモニタリングを進めながら、卒業後にスムーズにサービス提供ができるよう努めております。支給期間に制限があるため、利用実績をもとに同程度の利用を見込んでいます。

就労移行支援を行う事業所は、滝川市内においては「ほほえみ工房」（定員6人）1か所のみと

なっているため、今後において更に拡充されることが望まれております。

◆就労移行支援利用者数の実績と見込量

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	見込量		
													30	31	32
人数	3	2	7	5	10	9	7	6	9	16	14	10	10	11	12
日数	61	32	144	110	200	200	145	119	143	270	251	183	180	198	216

（7）就労継続支援（A型）

65歳未満の障がい者に、就労に必要な知識、能力の向上を図るため、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。滝川市内に2つの事業所が新設され、砂川市にも新たに事業所が立ち上がり通所者の増加が見られましたが、利用者については、ほぼ横ばいであり、同程度の利用を見込みました。

◆就労継続支援（A型）利用者数の実績と見込量

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	見込量		
													30	31	32
人数	0	2	2	3	2	2	3	8	11	14	32	34	34	36	36
日数	0	42	42	64	46	46	50	160	209	275	586	621	646	684	684

（8）就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の提供を通じて、知識および能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。増加傾向にある精神障がい者の方、一般就労に結びつくことが困難な知的障がい者の方を対象に滝川市内や近郊にも新たに事業所が立ち上がり、今後のサービス利用希望者も増加していくことと予測されます。

◆就労継続支援（B型）利用者数の実績と見込量

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	見込量		
													30	31	32
人数	1	4	10	44	67	82	118	124	130	137	143	156	185	195	200
日数	6	64	160	689	1,253	1,560	2,058	2,197	2,284	2,368	2,488	2,739	3,330	3,510	3,600

(9) 就労定着支援（新規事業）

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面での課題解決に向けて必要となる支援を行うものです。

年度	見込量		
	30	31	32
利用人数	2	3	3

(10) 短期入所

短期入所の利用もここ数年横ばい状態が続いていますが、滝川通園事業所たんぽぽの家が重症心身障がい児者対象に1人/日の受け入れを開始し、また市内に新規事業所えーるが開設され、今後、利用者の増加が見込まれます。

◆短期入所利用者数の実績と見込量

年度													見込量		
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
人数	11	6	6	6	7	7	6	6	9	7	5	9	9	10	12
日数	71	75	54	28	58	90	65	47	80	60	50	84	81	90	108



年度	見込量内訳					
	短期入所（福祉型）			短期入所（医療型）		
	30	31	32	30	31	32
人数	8	9	11	1	1	1
日数	72	81	99	9	9	9

3. 居住系サービス

(1) 施設入所支援

平成17年10月の施設入所者数は102人で、平成28年度末時点では76人と26人の減となっており、地域移行が進められています。

平成23年度に新十津川町の吉野園が施設入所を廃止しグループホームに移行され、その後も各事業所でグループホームが整備され、本人の意向を確認しながら随時、地域移行が進められています。

国の指針に合わせると、平成32年度までに6人減の70人となりますが、現在の入所者は高齢で重度の方も多く、また、養護学校卒業者等の新規重度障がい者の方の施設入所も見込まれ、ほぼ横ばいで推移すると予想されます。

◆施設入所者数の実績と見込量

													見込量		
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
人数	97	98	98	99	93	79	78	77	77	81	77	75	76	75	74

(2) 共同生活援助（グループホーム）

平成 26 年度からケアホームがグループホームに一元化され、介護サービス包括型と外部サービス利用型に分かれ整備されてきました。滝川市内でも定員 86 人のグループホームが現在設置されています。今後も施設整備が進むことが見込まれ、養護学校の卒業者や在宅の障がい者で親が高齢化して同居が困難になるケースもあり、今後も入居者が増加することが見込まれます。

◆グループホーム入居者数の実績と見込量

													見込量		
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
人数	16	24	32	43	53	68	67	74	82	86	97	101	107	110	118

(3) 自立生活援助（新規事業）

障がい者支援施設やグループホームから賃貸住宅等一人暮らしを希望する障がい者を対象に、一定の期間訪問するなどして、指導、助言のほか医療機関など関係機関との連絡調整など支援を行います。

		見込量		
年度		30	31	32
利用人数		2	2	2

4. 計画相談支援・地域相談支援について

障がい福祉サービスを利用する障がい者全員に計画相談・サービス等利用計画を作成するため、滝川市内の相談支援事業所はもちろん、全道各地の相談支援事業所と連携して取り組んでいるところです。滝川市においてはセルフプラン（指定特定相談支援事業者等以外の者が作成したもの）の方が数人おられますが、今後も障がい者個々に合った適正なサービスを支給できるよう取り組んでいます。

(1) 計画相談支援

		見込量		
年度		30	31	32
利用人数		45	48	50

(2) 地域相談支援

ア 地域移行支援

障がい者支援施設や精神科病院のほか、救護施設等の保護施設や矯正施設に入所入院している障がい者を対象に地域移行を図り、自立した日常生活を送られるよう支援を行うものです。相談支援事業所および病院、関係機関と十分連携し取り組んでいきます。

	見込量		
年度	30	31	32
利用人数	2	2	2

イ 地域定着支援

主に地域移行された精神障がい者が安定した地域生活を送れるよう地域定着に向けて支援を行うものです。相談支援事業所のほか関係機関と連携を図り取り組んでいきます。

	見込量		
年度	30	31	32
利用人数	1	1	1

5. 障がい児通所支援

平成 24 年度の制度改正に伴い、それまでの障害者自立支援法の児童デイサービスから児童福祉法による児童発達支援、放課後等デイサービスなどのサービスに変更となり障がい児の支援強化が図られてきました。

滝川市内では滝川通園事業所たんぽぽの家において重症心身障がい児を対象にサービスを開始するなど、市内外を含め事業所の新規開設等の理由により利用者の増加傾向がみられます。

(1) 児童発達支援

障がいのある未就学児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与および集団生活への適応訓練を行っています。

滝川市こども発達支援センターや滝川通園事業所たんぽぽの家の利用が主なものとなっています。

◆児童発達支援利用者数の実績と見込量							見込量		
年度	24	25	26	27	28	29	30	31	32
人数	67	61	64	68	61	59	62	65	70
日数	165	145	162	175	156	176	186	195	210

（2）医療型児童発達支援

児童発達支援のサービスのほか治療を提供するもので、滝川市内には事業所はありません。平成 24 年度に旭川市内事業所の利用者を最後にその後の利用はありません。

（3）放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスで、今後も利用者の増加が見込まれるとともに、重度の障がい児の方々の利用日数の増加が見込まれます。

◆放課後等デイサービス利用者数の実績と見込

年度							見込量		
	24	25	26	27	28	29	30	31	32
人数	29	38	41	42	64	81	83	85	90
日数	128	190	221	208	422	553	560	570	590

（4）保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校等集団生活を営む施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のため専門的な支援を行うもので、今まで滝川市内では実施しておりませんでした。平成 30 年度から新たに組み込んでまいります。

年度	見込量		
	30	31	32
人数	2	3	4
日数	12	18	24

（5）障がい児童相談支援

障がい児の保護者や特別支援学級、養護学校等と十分連携を図り、障がい児個々の適切な支援利用計画を作成します。

年度	見込量		
	30	31	32
利用人数	32	34	36

6. 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、障がい者の地域での生活を支えるために滝川市が主体となって取り組む事業です。

<必須事業>

◇理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活および社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業で、教室やイベント等を開催する中で取り組んでいきます。

◇自発的活動支援事業

障がい者が日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がい者その家族および地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業で、災害対策や孤立防止活動ボランティア活動等、障がい者団体や各種団体と連携を図りながら取り組んでいきます。

◇相談支援事業

地域の障がい者の福祉に関する様々な問題について、その保護者または介護を行う方からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言を行い、あわせて障がい福祉サービスの利用支援のほか、虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整、また、障がい者の権利擁護のために必要な援助、相談支援を行います。

あわせて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、専門職員を配置し、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業ならびに身体・知的・精神障がい者の相談業務を総合的に行う相談支援を推し進める基幹相談支援センターの強化を図ります。

◇成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用と思われる知的障がい者または精神障がい者に対し、経費の補助を受けなければ利用が困難と認められる場合に、申立費用および後見人の報酬を助成します。

◇成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するため、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援することで障がい者の権利擁護を図ります。

◇意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等、意志疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話奉仕員（通訳者）の派遣を行い、意志疎通の円滑化を図ります。また、要約筆記者の派遣については、ニーズに応じて検討していきます。

◇日常生活用具給付事業

障がい者に自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

◇手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者の自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、研修事業を開催する中で手話奉仕員の養成を図ります。

◇移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者が円滑に外出することができるよう、移動の支援を行います。

◇地域活動支援センター事業

通所する障がい者に創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の支援を行います。

<任意事業>

◇訪問入浴サービス事業

在宅生活を送る身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅にて入浴サービスを提供します。

◇日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を確保、提供し、家族の就労支援および家族の一時的な休息を支援します。

◇その他 社会参加支援事業

■声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者のために、障がい者にわかりやすい方法により、地方自治体等の広報紙や地域生活をするうえで必要度の高い情報を定期的に提供します。

Ⅶ サービスの見込量一覧（再掲）

サービス体系		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		人	時間・日	人	時間・日	人	時間・日
サ 訪 ー 問 ビ ス 系	居宅介護	35	420	38	456	40	480
	同行援護	4	36	5	45	5	45
	行動援護	6	60	6	60	6	60
日中活動系サービス	生活介護	131	2,620	133	2,660	136	2,720
	療養介護	10	—	10	—	10	—
	自立訓練（生活訓練）	17	255	18	270	18	270
	宿泊型自立訓練	4	—	4	—	5	—
	就労移行支援	10	180	11	198	12	216
	就労継続支援（A型）	34	646	36	684	36	684
	就労継続支援（B型）	185	3,330	195	3,510	200	3,600
	短期入所	9	81	10	90	12	108
ス 居 ー 住 ビ シ 系	施設入所支援	76	—	75	—	74	—
	グループホーム	107	—	110	—	118	—
通 障 所 が 支 児 援	児童発達支援	62	186	65	195	70	210
	放課後等デイサービス	83	560	85	570	90	590
	保育所等訪問支援	2	12	3	18	4	24
障がい児相談支援 ・計画相談支援 ・地域相談支援	計画相談支援	430	—	435	—	440	—
	地域相談支援	3	—	3	—	3	—
	地域移行支援	2	—	2	—	2	—
	地域定着支援	1	—	1	—	1	—
	障がい児相談支援	132	—	135	—	140	—
事業新規	就労定着支援	2	—	3	—	3	—
	自立生活援助	2	—	2	—	2	—

◇地域生活支援事業のサービス見込量等	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修啓発事業	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	未実施	実施	実施
成年後見制度法人後見支援事業	未実施	未実施	実施

◇相談支援事業	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者相談支援事業	2箇所	2箇所	2箇所
基幹相談支援センター	1箇所	1箇所	1箇所
相談支援機能強化事業	1箇所	1箇所	1箇所

◇成年後見制度利用支援事業	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用見込者数	2人	2人	2人

◇意思疎通支援事業（手話奉仕員派遣）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用見込者数	3人	3人	3人

◇日常生活用具給付事業	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	5件	5件	5件
自立生活支援用具	15件	15件	15件
在宅療養等支援用具	8件	8件	8件
情報・意思疎通支援用具	6件	6件	6件
排泄管理支援用具	1,320件	1,330件	1,350件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	2件	2件	2件

◇手話奉仕員養成研修事業	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用見込者数	10人	10人	10人

◇移動支援事業	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用見込者数	15人	15人	15人
利用見込時間数	700時間	700時間	700時間

◇地域活動支援センター事業	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施事業所数	1箇所	1箇所	1箇所
利用見込者数	25人	25人	25人

◇訪問入浴サービス事業	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用見込者数	2人	2人	2人

◇日中一時支援事業	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用見込者数	15人	15人	15人

◇社会参加促進事業	平成30年度	平成31年度	平成32年度
声の広報発行事業	10人	10人	10人

Ⅷ 障がい福祉サービス等 利用実績（再掲）

◆訪問系サービス

サービス体系	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日
居宅介護	36	420	35	401	35	444	43	494	39	448	31	356
同行援護	0	0	2	12	4	30	4	32	4	34	4	36
行動援護	5	60	5	35	5	38	5	43	5	45	6	65

◆日中活動系サービス

サービス体系	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日
生活介護	99	2,080	114	2,275	120	2,397	124	2,456	128	2,579	124	2,489
自立訓練（生活訓練）	4	92	4	67	9	127	20	299	18	262	19	272
宿泊型自立訓練	0	—	1	—	2	—	3	—	2	—	2	—
就労移行支援	9	200	7	145	6	119	9	143	16	270	14	251
就労継続支援（A型）	2	46	3	50	8	160	11	209	14	275	32	586
就労継続支援（B型）	82	1,560	118	2,058	124	2,197	130	2,284	137	2,368	143	2,488
療養介護	1	—	10	—	10	—	10	—	10	—	10	—
短期入所	7	90	6	65	6	47	9	80	7	60	5	50

◆居住系サービス

サービス体系	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
共同生活援助	68人	67人	74人	82人	86人	97人
施設入所支援	79人	78人	77人	77人	81人	77人

◆障がい児通所支援

サービス体系	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日
児童発達支援	—	—	67	165	61	145	64	162	68	175	61	156
放課後等デイサービス	—	—	29	128	38	190	41	221	42	208	64	422

◇相談支援事業

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
障害者相談支援事業	1	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	—	1	1	1	1	1
相談支援機能強化事業	—	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	—	—	—	—	—	—
成年後見制度利用支援事業	—	—	—	—	—	2

◇意思疎通支援事業

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
利用者数（人）	5	4	4	4	4	4

◇移動支援事業

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
利用者数（人）	14	16	18	17	20	17
利用時間数（時間）	720	644	677	553	1,587	1,390

◇日常生活用具給付事業（給付費件数）

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
介護・訓練支援用具	3	10	5	1	2	1
自立生活支援用具	19	20	18	9	6	15
在宅療養等支援用具	3	3	3	5	6	6
情報・意思疎通支援用具	5	9	7	6	6	5
排泄管理支援用具	1,000	1,095	1,110	1,200	1,320	1,300
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1	9	2	0	1	3

◇地域活動支援センター事業

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施事業所数（箇所）	2	1	1	1	1	1
利用者数（人）	61	58	51	49	62	68

◇訪問入浴サービス事業

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
利用者数（人）	2	1	1	1	2	2

◇日中一時支援事業

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
利用者数（人）	22	43	29	21	13	10

◇手話奉仕員養成研修事業

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
利用者数（人）	11	10	11	10	7	6

◇社会参加促進事業

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
声の広報発行事業（人）	21	22	22	21	15	10
自動車運転免許取得・改造助成事業（件）	1	3	1	2	2	0

《参考》

第1期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について

■日中活動系サービス

生活介護、就労移行支援、就労継続支援（B型）で見込量を大きく下回っています。原因としては、事業所の新体系への移行が予想より少なく、旧法施設支援サービスが継続していることによるものです。

なお、新体系移行の時期については、各事業所において決定します。

短期入所については、平成18年度、19年度は3月利用分の実績ですが、平成20年度は4月から9月の平均値のため差が大きくなっています。（例年3月は春休みがあるため、平均より利用回数が増加する見込です。）

■居住系サービス

グループホーム、ケアホーム、施設入所支援については、見込量を上回っています。地域生活移行は進んでいますが、新規申込みについても見込量を上回っており、全体の人数は増加しています。

■地域生活支援事業

地域自立支援協議会については設立に向けて協議を進めており、平成21年度早期に設置予定です。

コミュニケーション支援事業については、見込量は月1件の扱いで各年度12件としていましたが、実利用人数で記載しています。

移動支援事業については、各年度とも時間数は見込量を大きく上回っていますが、件数（人数）では下回っており、一人当たりの利用時間が見込よりも大きくなっています。

地域活動支援センター事業については、第1期計画では平均人数で記載していますが、集計では実利用人数で記載しているため、見込量を上回っています。

注）サービス利用、支給決定に関しては、居住系サービスにおいて、利用を希望する入所施設等で空きがないため待機登録し、利用開始までサービス支給を保留している例が僅かにありますが、日中活動系サービス、訪問系サービスについては、障害程度区分に応じて概ね利用者の希望に沿う内容で支給決定を行っています。

《参考》

第2期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について

■訪問系サービス

居宅介護および行動援護については、利用者数はほぼ計画どおりの数字となり年々増加傾向を示していますが、利用時間数は見込量を下回っており、短時間の派遣依頼が増えていると考えられます。

重度訪問介護については利用実績がありませんでしたが、平成23年度にスタートした同行援護について1人の利用実績がありました。

■日中活動系サービス

第2期において多くの事業所が新体系へ移行しました。日中活動の各種サービスともほぼ計画に沿った数字となっており、特に生活介護については見込量を上回り、平成23年度時点で99人の利用となっています。

就労継続支援B型については、滝川更生園と滝川新生園が平成24年4月1日の新体系移行となったため、見込量を大きく下回り82人の利用となっています。

また、今まで利用がなかった療養介護について1人の利用実績がありました。

■居住系サービス

グループホーム、ケアホーム、施設入所支援については見込量を下回りましたが、2箇所の入所施設が廃止になり、ケアホームや通所施設に移行する等、着実に障がい者の地域移行が進んでいます。

また、制度改正に伴いグループホーム、ケアホームの居住費助成もスタートし、平成23年度において68人の利用実績がありました。

■地域生活支援事業

平成21年度に地域自立支援ネットワーク会議が設置され、研修会等を開催しましたが、具体的な活動は今後検討されることになります。

訪問入浴サービス事業が新たにスタートし、平成23年度において2人の利用実績がありました。

また、日中一時支援についても、養護学校の生徒の進路実習を中心に利用が見込量を上回りました。

《参考》

第3期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について

■訪問系サービス

滝川市内にも指定特定相談支援事業所が4か所設立され、相談活動が市民に浸透していくなか、相談支援事業所を介しサービス利用の相談が増加し、居宅介護の申請をする等、がい者、精神障がい者等を中心とした新規利用者が増加する傾向を示しました。

同行援護は視覚障がい者にサービスが浸透し微増、また行動援護の利用者数は計画の数字を下回る結果となりました。重度訪問介護および重度障害者等包括支援については利用実績がありませんでした。

■日中活動系サービス

第3期では全事業所が新体系に移行しました。また、滝川市内にも新たに事業所が立ち上げられ、精神障がい者等を対象とした自立生活訓練のサービスがスタートしたほか、近隣の市に雇用契約型の就労継続支援A型の事業所が立ち上がる等、施設整備に伴う利用者の増加が見られました。

また、生活介護は重症心身障がい者対象のたんぽぽの家が制度改正により障がい福祉サービスに組み込まれる等計画と比較し微増傾向を示しました。

■居住系サービス

平成26年度からケアホームがグループホームに一元化される等制度改正がありました。また、滝川中央病院のほか各事業所でグループホームを新設整備されるなか利用者も増加しております。施設入所者については第3期では78人前後で横ばい状態が続いております。今後、更に地域移行を促進するためにはグループホームの整備が欠かせない状況となっております。

■障がい児通所支援

平成24年度から制度改正により、児童福祉法による障がい児通所支援が新たにスタートしました。滝川市内、こども発達支援センターのほか民間事業所で3か所立ち上げられる等、利用者の増加が見られました。

■地域生活支援事業

相談支援事業の強化を図るため、相談支援業務の総合的連絡調整のほか、障がい者虐待防止や成年後見制度利用支援を図る等、平成24年度から基幹相談支援センターとして滝川ほほえみ会に委託、実施しております。

必須事業である移動支援事業、意思疎通支援事業、地域活動支援センター事業等の継続実施はもとより、理解促進研修啓発事業等新たな必須事業等にも、関係機関、団体等連携し取り組む必要があります。

《参考》

第4期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について

■訪問系サービス

居宅介護については、主に精神障がい者を中心とした利用者の増加が見られましたが65歳到達による介護保険制度への移行も進められ、人数については横ばい状態となりました。また、福祉有償運送事業所が対象障がいを拡充したため、通院介助等のサービスと併用しながらの利用が見られました。

視覚障がい者対象の同行援護や知的障がい者等を対象とした行動援護の利用者数については、例年、4人から6人程度の利用実績となっております。なお、重度訪問介護および重度障害者等包括支援については利用の実績がありませんでした。

■日中活動系サービス

滝川市内で一つの自立生活訓練および就労移行支援事業所が廃止されましたが、新たに生活介護、自立生活訓練や雇用契約型の就労継続支援A型の事業所が開設されるなど、計画期間内で市内事業所が増加し、これら施設整備に伴い利用者の増加が顕著に見られました。

また、重症心身障がい児者対象の滝川通園事業所たんぼぼの家が旧国保病院から新設移転され拡充が図られました。

■居住系サービス

平成26年度からケアホームがグループホームに一元化されるなど制度の改正がありました。また、滝川中央病院のほか各事業所でグループホームを新設整備され、利用者も増加しております。施設入所者については減少傾向を示し、平成28年度77人と平成18年度から比べて20人減少した状況です。今後、更に地域移行を促進するためにはグループホームの整備が欠かせない状況となっております。

■障がい児通所支援

滝川市内や近郊にも事業所が新設され、利用者の増加が見られました。特に放課後等デイサービスの利用者増加が顕著に見られ、児童一人あたりの利用日数も増えている状況です。

また、滝川通園事業所たんぼぼの家も滝川市を中心とした中・北空知圏域の重症心身障がい児を対象に通所サービスを実施しており、より拡充されることに期待しております。

■地域生活支援事業

市町村事業の地域生活支援事業については、移動支援事業で今まで利用のなかった重症心身障害者の利用の実績がありました。意思疎通支援事業では、診察など医療現場での手話奉仕員派遣が主なものとなっております。

また、障がい者への理解を深めてもらうための理解促進事業については継続実施し、成年後見制度利用支援事業についても新たな利用実績がありました。

（資料1）

滝川市保健医療福祉推進市民会議委員名簿

（敬称略）

No.	関 係 機 関 団 体 名	氏 名	備 考
1	空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室	八重樫 明	
2	滝川市医師会	男 澤 伸 一	委員長
3	滝川市歯科医会	宮 腰 仙 造	
4	國學院大學北海道短期大学部	草 薙 恵美子	
5	滝川市立病院	齊 藤 ひとみ	
6	滝川市社会福祉協議会	椿 坂 幸 夫	副委員長
7	滝川市社会福祉事業団	坂 上 智 之	
8	滝川市民生委員児童委員連合協議会	岸 部 三和子	
9	滝川市町内会連合会連絡協議会	齊 藤 博 朗	
10	滝川市老人クラブ連合会	泉 田 千 一	
11	滝川身体障害者福祉協会	川 口 きよ子	
12	滝川青年会議所	(29.12月まで) 松 尾 朋 哉 (30.1月から) 曾 根 英 司	

（資料2）

○滝川市保健医療福祉推進市民会議設置要綱

（設置）

第1条 全市民が健康で安心して生活できるまちづくりを進めるため、保健・医療・福祉サービスのネットワーク化を図り、総合的な保健医療福祉対策を推進するため、滝川市保健医療福祉推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 市民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- （1）保健・医療・福祉サービスの総合的推進に関すること。
- （2）保健・医療・福祉に係る計画策定及び進行管理に関すること。
- （3）保健・医療・福祉の実態調査に関すること。
- （4）健康管理に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、市民の福祉に関すること。

（組織）

第3条 市民会議は別表に掲げる関係機関及び団体から選出された者のうち市長が適当と認める者並びに学識経験者等（以下「委員」と総称する。）により構成する。

（委員の職務期間）

第4条 委員の職務期間は、2年間とする。ただし、補欠の委員の職務期間は、前委員の残りの職務期間とする。

2 委員は、同一の者を再び選出することができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 市民会議に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、市民会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 市民会議は、必要の都度開催し、委員長が招集する。

2 市民会議の議長は、委員長が行う。

（専門部会）

第7条 総合的な保健医療福祉事業を協議するため、市民会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名する委員をもって構成する。
- 3 専門部会には、必要に応じて臨時委員を選任することができる。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長は、専門部会を招集し、会議の議長となり、専門部会の事務を掌理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（事務局）

第8条 滝川市保健医療福祉推進事業の推進に関する事務を処理するため、市民会議に事務局を設置し、保健福祉部に置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は、保健福祉部福祉課長を、事務局次長は保健福祉部介護福祉課長、子育て応援課長及び健康づくり課長をもって充てる。
- 4 事務局員は、保健福祉部福祉課、介護福祉課、子育て応援課及び健康づくり課の職員をもって充て、保健福祉部福祉課の職員がこれを総括する。
- 5 事務局長は、事務局の事務を掌握し、事務局次長及び事務局員を指揮監督する。
- 6 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、これを代理する。
- 7 事務局員は、事務局長及び事務局次長の命を受け、事務进行处理する。

（秘密を守る義務）

第9条 市民会議を構成する関係機関等の役職員若しくは構成員又は会議に出席した関係機関職員等は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。役職員若しくは構成員又は関係機関の職員等でなくなった後においても、同様とする。

（施行細目）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年5月28日から施行する。

（中略）

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

（資料3）

滝川市障がい者総合支援ネットワーク会議
障がい者計画・障がい福祉計画策定委員名簿

（敬称略）

No.	関係機関団体名	氏 名	備 考
1	滝川身体障害者福祉協会	川 口 きよ子	
2	滝川市心身障害児者を持つ親の会	富 井 令 子	
3	滝川市手をつなぐ育成会	清 水 登紀代	
4	滝川市社会福祉事業団	菊 地 知 之	
5	滝川ほほえみ会	服 部 宗 弘	
6	若草友の会共同作業所	松 平 忠 也	
7	トータルサポートリアル	立 野 克 佳	
8	滝川市社会福祉協議会	橘 弘 恭	
9	滝川市民生委員児童委員連合協議会	藤 本 宗 光	
10	滝川地域こども発達支援推進協議会	村 井 新 知	

（資料4）計画策定の経過

月 日	内 容
29年 6月21日	第1回保健医療福祉推進市民会議
29年 9月 4日	第1回計画策定委員会にて意見交換
29年10月19日	第2回計画策定委員会にて意見聴取
29年11月30日	第3回計画策定委員会にて計画（素案）について意見聴取
30年 1月16日	第2回保健医療福祉推進市民会議
30年 1月29日	第3回保健医療福祉推進市民会議